

意見書

重要土地等調査法に基づく注視区域の指定については、区民等から暮らしや基本的人権、プライバシー等への影響を懸念、不安視する声が寄せられています。

区民が安心して生活できるよう、下記のとおり意見を提出いたしますので、区民の理解が得られるよう、これらを尊重することを求めます。

記

- 1 「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に掲げる「法に基づく措置を行うに当たっての留意事項」を遵守すること。区民の基本的人権やプライバシー権などの自由や権利を尊重するとともに、個人情報の保護による厳格な情報管理を徹底し、土地等の所有者の国籍のみをもって法に基づく措置を差別的に適用することはしないこと。
- 2 基本方針を踏まえ、法に基づく勧告及び命令等の措置や調査の実施状況については、運用の透明性を確保する観点から、個人情報等に配慮した上で、区民等に伝わるよう情報を分かりやすくまとめ、広く公表すること。
- 3 区民の暮らしに不安や混乱を招かないため、法の趣旨や対象区域、調査・規制の枠組み等に関する情報を、区民等へ効果的かつ継続的に発信すること。
- 4 区民等からのご意見や質問について、丁寧かつ真摯に対応し、コールセンターの積極的な周知に加え、必要に応じ住民説明会を開催するなど、地域住民からの問合せに十分に対応すること。
- 5 指定区域内における不動産取引等の社会経済活動に支障を来すことがないように、十分な配慮を講じること。
- 6 当該土地を注視区域として指定する必要性を明確に示すこと。
- 7 重要施設の移設や整理等により注視区域として指定する事由がなくなった場合又は指定すべき注視区域の範囲が縮小する場合は、速やかに注視区域の指定の解除又はその区域の変更を行うこと。